

事業名	としま賃上げ促進支援金の支給	23区唯一
------------	----------------	-------

ここがポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の中小企業事業者を対象に、従業員の基本給を3%以上引き上げた場合、1人あたり5万円(最大50万円)を支給 ・ 申請から振込まで、郵送や来庁を必要とせずにオンラインで完結 ・ 雇用や各種保険など、としまビジネスサポートセンターの社会保険労務士相談も活用可能
----------------	---

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 多くの区内中小企業が人材確保に苦慮している中で、近年は最低賃金が毎年引き上げられており、物価高騰の中で賃上げにも対応しなければならないという厳しい経済状況に置かれている。
- ・ 令和7年11月21日に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策の中では、重点支援地方交付金を拡充し、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取り組みを強化していくこととされている。

2. 目的

- ・ 従業員の基本給を引き上げる等、継続的な賃上げを行う区内中小企業事業者に対し、支援金を支給することで、区内中小企業の賃上げを促進し人材確保を支援する。

3. 内容 ※詳細は区ホームページ参照

申請受付期間	令和8年4月20日(月)から12月22日(火) ※1事業者1回のみ申請可 ※受付期間内に予算の上限に達した場合は、前倒しして受付終了
対象事業者	①区内に本店登記地を有する中小企業法第2条に規定する中小企業 ②区内に主たる事業所を有する個人事業主 ※経営安定臨時支援金事業(介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所)の利用者は除く
支給額	従業員1人あたり5万円(1事業者あたり50万円が上限) ※申請受理後、翌月末頃に振込予定(申請内容や時期によって期間を要する場合有)
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象従業員：①週20時間以上の勤務実績があり、役員でないもの ②令和7年11月21日以前から雇用されているもの ・支給対象賃金：基本給または時間給等(賞与・手当を除く) ・支給対象賃上げ率：賃上げ対象期間に、前月比3%以上の基本給の賃上げを実施すること ・賃上げ対象期間：令和8年4月1日(水)～12月15日(火) ※期間中に支給されていること

URL: <https://www.city.toshima.lg.jp/584/machizukuri/sangyo/kigyo/2602241505.html>

4. 予算額

411,210千円(人材派遣委託 5,355千円×2名+広報費 500千円+支援金 400,000千円)

